

公 募 要 領

令和4年度沖縄イノベーション・エコシステム共同研究
推進事業（先端医療）委託業務

令和4年5月

沖 縄 県

公 募 要 領

沖縄県（以下、県とする。）では令和4年度から「沖縄イノベーション・エコシステム共同研究推進事業（先端医療）委託業務」を開始する。これに伴い、受託する共同研究体を、一般に広く募ることとした。受託を希望される方は、次の要領に従って提案書を提出すること。

1. 委託業務概要

(1) 目的

新たな振興計画の施策目標の達成に向け、産学官金の各主体が有機的に連携し、絶え間なくイノベーションが創出されるイノベーション・エコシステムの構築に向けて、産業振興や社会課題の解決につなげる共同研究等の推進に取り組む。本業務においては、産業化に向け支援が求められている先端医療分野における研究促進を図る。

(2) 内容

医療分野におけるイノベーション・エコシステムの構築に向け、先端医療をターゲットとした共同研究体による研究開発及び研究に伴う研究ネットワークの拡充、新規構築を支援する。

詳細は、「令和4年度沖縄イノベーション・エコシステム共同研究推進事業（先端医療）委託業務企画提案仕様書」に基づくものとする。

(3) テーマの募集

今回公募するテーマは、内閣府による「バイオ戦略2020（市場領域施策確定版）」に示されている9つの市場領域のうち、バイオ医薬・再生医療・細胞治療・遺伝子治療関連の産業化に資する先端医療分野に該当するものとする。

※なお、同一共同研究体による提案は1件のみとする。

(4) 委託規模

① 採択数

先端医療分野における研究テーマ 2課題程度

② 事業期間

原則として3年以内とする。なお、令和5年度以降については、必要に応じて事業期間、事業規模及び事業内容の見直しを行う場合がある。

③ 委託業務の期間

契約締結の日から令和5年3月10日まで

④ 委託費の規模

1課題あたり年間44,000千円程度（消費税及び地方消費税込み）。

※実際の委託費については、採択審査後、協議の上調整することがある。

※本事業は国の予算措置を前提としており、事業期間及び委託費の規模は、これを保証するものではない。

(5) 事業スキーム

① 受託を希望する共同研究体は、共同研究体の中に管理法人を1法人置くものとする。

② 受託を希望する共同研究体は、県に提案書を提出すること。

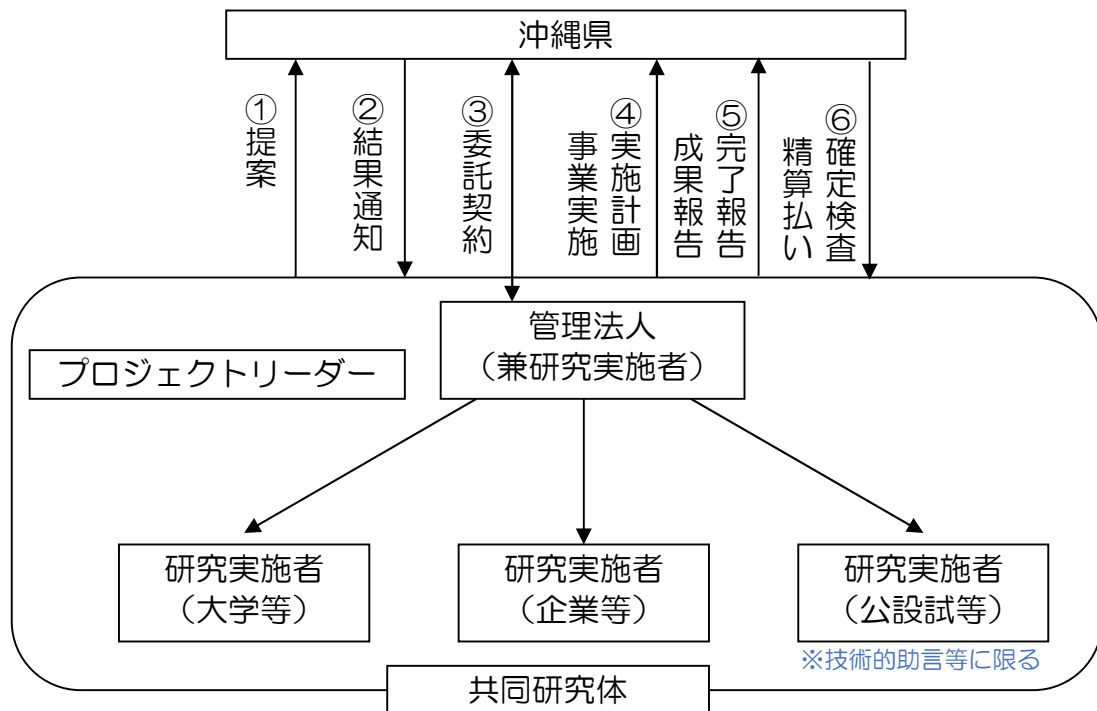
③ 県は、採択審査委員会の審査結果を踏まえて採択又は不採択を決定し、その結果を通知する。

④ 採択後、県は共同研究体と委託契約を締結する。

⑤ 共同研究体は、実施計画書を県に提出し、それに基づき事業を実施する。

⑥ 事業終了後には完了報告書及び成果報告書を提出する。

⑦ 完了報告に基づき確定検査を行い、委託費の精算払いを行う。



2. 応募資格

次の（１）、（２）の条件並びに「1. 委託業務概要（３）テーマの募集区分」に記載された内容が実施可能な、企業、大学、高専、一般財団法人、一般社団法人、公益法人等（以下「研究機関等」という。）からなる共同研究体を構築することが応募資格となる。（共同研究体の中に管理法人を置くものとする。）

（１）共同研究体の構成について

応募にあたっては、一つの研究テーマを設定し、以下の要件を満たす研究機関等の構成員からなる研究共同体を構成する必要がある。

- ① 沖縄県内に本社、支社、研究施設等を有する県内研究機関等を複数含むこと。
- ② 当該技術又は関連技術についての研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標の達成及び研究計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- ③ 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金や研究設備等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 各構成員は、県が事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる事務処理体制を有していること。
- ⑤ 当該委託業務から得られた研究開発成果の実用化を図る計画及びその実現について十分な能力を有している研究機関が参加した研究共同体であり、それぞれの明確な責任と役割が示されていること。
- ⑥ 委託後も当事業により集積された研究基盤を活用し、持続的に県の産業振興や科学技術振興への寄与を前提として、原則、応募者は県内に研究開発拠点を有する研究機関等とする。
ただし、県内研究機関等が研究を実施するにあたり、県外研究機関等の特別の研究開発能力や研究施設等の活用及び技術指導が必要な部分について、県外研究機関が参画する場合にはこの限りではない。
- ⑦ 管理法人は県内研究機関等の中から設定すること。（大学、高専及び公設試験研究機関を管理法人とすることはできない。）
- ⑧ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に準じ、次に該当しないものであること。

- (ア) 本公募に係る契約を締結する能力を有しない者
- (イ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- (エ) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当するとして沖縄県知事の定めた一般競争入札に参加させないこととした期間を経過していない者
- ⑨ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑩ 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- ⑪ 沖縄県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 35 号）第 6 条に基づき、以下のいずれにも該当しないこと。
 - (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (イ) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑫ 地方自治法、地方財政法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、沖縄県財務規則その他法令例規による制約に従い、様式による事務が要求され、又は責任義務等が生じる旨を了承し、これら法令例規に沿うか検査、監査、確認等が行われた場合これに協力することを確約するものであること。
- ⑬ 本業務完了後も、事業評価等に責任をもって対応することができること。
- ⑭ 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- ⑮ 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っているほか、労働関係法令を遵守していること。
- ⑯ 沖縄県情報セキュリティ基本方針及び対策基準をはじめ、その他組織に適用されるセキュリティポリシー等を遵守し、情報セキュリティを確保するための必要な措置を講じていること。

(2) 管理法人について

管理法人は、事業の運営管理、共同研究体構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理及び研究開発成果の普及及びネットワーク構築を主体的に行う母体としての機関であり、事業全体の総合的なコーディネートを行うものとする。

管理法人は(1)の要件に加えて、以下の要件を満たす事が必須となる。

- ① 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
- ② 委託業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。
- ③ 委託業務を効果的に実施するため外部有識者からなる研究推進委員会を設置し運営することのできる者であること。
- ④ 本業務完了後においても、共同研究体を代表して研究評価等に責任をもって対応することができること。
- ⑤ 本業務完了後においても、当事業により集積された研究基盤の沖縄県の産業振興や科学技術振興への活用について、地域内の研究機関のコーディネートについて協力できること。
- ⑥ 沖縄県内に本社、支社、研究施設等を有する者であること。

3. 契約について

(1) 委託契約の締結

採択されたプロジェクトについては、共同研究体と県との間で委託契約を締結することとなる。

なお、契約に当たり以下の事項について、留意すること。

- ① 実際の契約の際には、提案内容の審査や予算上の制約があること等から、必ずしも提案書に記載のある物品の購入や提案額を保証するものではない。
- ② 提案内容について本事業の趣旨と照らし合わせて修正協議を行う場合がある。
- ③ 契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合がある。
- ④ 委託契約締結後、具体的な実施内容を記述した実施計画書を提出する必要がある。

(2) 委託費の内容

委託費は、44,000,000 円（消費税及び地方消費税込み）の範囲内で見積もること。ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なることがある。受託に係る経費は概ね次の区分を想定している。

- ① 直接人件費
- ② 直接経費
（旅費、会議費、消耗品費、印刷製本費、使用料及び賃借料、通信運搬費、外注費等）
- ③ 再委託費
- ④ 一般管理費（注）
- ⑤ 消費税及び地方消費税

※その他必要と思われる経費があれば記入すること。

（注）一般管理費は、原則として①と②（印刷製本費、使用料及び賃借料、外注費など外部発注分を除く）の経費合計の10%以内とする。ただし、実施機関の規定等により10%を超える場合には、県と協議のうえ、妥当性を判断して決定する。

(3) その他留意事項

- ① 経費算定の対象は、原則として、委託期間中に委託業務を行うにあたって発生し、かつ、支払われる経費とし、委託期間外に発生又は支払われる経費は認めないものとする。ただし、委託期間中に発生し、かつ、その経費の額が確定しているものであって、委託期間中に支払われていないことについて相当の事由があると認められるもののうち、その支払期限が委託期間終了日の翌月末日までのものは経費精算対象とする。
- ② 委託事業の実施機関の終了日までに研究成果報告書及び実績報告書を県に提出することとし、原則、委託金額の確定後に精算払いとなる。
- ③ 委託事業終了後、会計検査院が実施検査に入ることがある。

4. 応募の手続き

(1) 企画提案参加申込

- ① 申込期限：令和4年6月15日（水）17時（必着）
- ② 提出書類：参加申込書【様式1号】
- ③ 提出先：「10. 問い合わせ先」のとおり
- ④ 提出方法：持参、郵送、FAX又は電子メール

※共同企業体で応募の場合は、代表事業者が申し込むこと

※郵送の場合は筒に「沖縄イノベーション・エコシステム共同研究推進事業（先端医療）に係る提案書在中」と朱書きの上、簡易書留等、配達されたことが証明できる方法により提出すること（着払い不可）。

※FAX、電子メールの場合は受信確認を行うこと

※電子メールの場合は件名を「参加申込（先端医療）」とすること

(2) 企画提案応募申請

- ① 提出期限：令和4年6月24日（金）17時（必着）
- ② 提出書類：5に定める書類
- ③ 提出先：「10. 問い合わせ先」のとおり
- ④ 提出方法：持参又は郵送

※持参の場合は、土・日・祝日を除く9時から17時の間に提出すること。

※郵送の場合は、封筒に「沖縄イノベーション・エコシステム共同研究推進事業（先端医療分野）委託業務に係る提出書類在中」と朱書きの上、配達証明が可能な方法（特定記録、簡易書留等）で送付すること。

（3）企画提案募集に係る説明会

- ① 開催日時：令和4年5月18日（水）11時00分から12時00分
 - ② 開催場所：オンライン開催（zoom）
- ※説明会への参加は、応募の要件ではない
※電子メールにて令和4年5月16日（月）までに申し込みを行うこと
※電子メールの件名は、「説明会申込（先端医療）」とすること
※事前に当該公募要領及び仕様書等を確認すること

（4）企画提案公募に係る質問・回答

- ① 提出期限：令和4年5月27日（金）17時まで
 - ② 提出書類：質問書【様式8】
 - ③ 提出先：「10. 問い合わせ先」のとおり
 - ④ 提出方法：電子メール
 - ⑤ 回答：随時、当課ホームページに掲載
- ※受信確認を行うこと
※電子メールの場合は件名を「質問（先端医療）」とすること

5. 提出書類

- （1）企画提案応募申請書【様式第2号】
- （2）企画提案書【様式第3号】
- （3）プロジェクトリーダー候補研究経歴書【様式第4号】
- （4）主要研究者候補研究履歴書【様式第5号】
- （5）法人概要表【様式第6号】
- （6）誓約書【様式第7号】
- （7）共同研究体協定書【任意様式】
- （8）添付書類

- ① 定款又は寄附行為（法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの）
- ② 履歴事項全部証明書（法人格を有しない場合は、目的、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類）
- ③ 直近2事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類
- ④ 応募者の概要がわかるもの（会社案内等）

※提出様式：市販のA4判2穴ファイルに編綴すること

※上記（5）～（7）については、共同研究体の構成員ごとに提出すること。各様式は、必要に応じて2枚以上にまたがって記載しても良い。また、関連資料があれば必要最小限度の範囲で添付しても良い。

※提出部数：（1）～（5）及び（8）9部（正本1部、副本8部）、
（6）及び（7）1部

※提案書の受理及び提案書に不備があった場合

- ・ 応募資格を有しない者の提案書、又は不備がある提案書は受理できない。
- ・ 提出された提案書を受理した場合は、提案書受理票を提案者に通知する。
- ・ 提案書に不備があり、提出期限までに整備できない場合は、提案を無効とする。なお、この場合は、書類を返却する。

※提案書は本研究開発の委託先選定のためにのみ用い、厳重に管理する。なお、取得した個人情報については、研究開発等実施体制の審査のために利用するが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがある。提供いただいた個人情報は、上記の目的以外で利用することはない。(ただし、法令等により提供を求められた場合を除く。)

6. 選定方法

(1) 審査の方法

県が設置する企画選定委員会において、書類及びプレゼンテーションに基づき提案内容や遂行能力等を総合的に評価・採点し、順位点の合計が最も低い順に当該業務の企画提案採択順位を決定する。順位点の合計が最も低い応募者が3者以上又は最も低い応募者の次点の応募者が2者以上いる場合は、評価点の合計が高い順に企画提案採択順位を決定する。評価点の合計が同点となった場合は、委員間で協議を行い決定する。

※委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じないこととするので予めご了承ください。

※応募件数が多い場合は、書類選考による1次審査を実施することがある。

(2) 企画選定委員会

① 開催予定日：令和4年7月12日（火）（予定）

※令和4年7月8日（金）までに対象となる企画提案申請者あてに連絡する

② 開催予定場所：県庁7階第4会議室

③ 実施方法：提出された提案書に基づき、応募者によるプレゼンテーション概ね15分及び質疑応答概ね15分で実施する。

※当日の追加資料提出・配布は一切認めない

(3) プレゼンテーション資料提出期限

令和4年7月4日（月）17時必着

※電子データにて担当者へ提出

(4) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行う。

① 企画提案の内容が、当該事業の目的に合致しているか

② 実施方法、内容等が優れており、事業の全体計画及び目標が示されているか。また、事業期間内の目標設定が妥当か。それらが実現可能なスケジュールとなっているか

③ 事業実施における経済性が優れているか。

④ 企画提案の目的は、県の科学技術振興、産業振興に寄与し、効果が期待できるものとなっているか。

⑤ 遂行能力を有しているか（事業実施体制、実績、経営基盤）

(5) 審査結果の通知

企画提案採択の有無については、企画提案申請者に対し通知する。

※採択の有無を決定するものであり、契約を保証するものではない。

※記載事項の虚偽、何らかの不正行為があったと判断される場合は、採択後においても失格とする。

7. 委託契約

(1) 契約の締結

本業務に係る委託契約は、原則として企画提案採択順位第1位及び第2位入選者で行う。ただし、採択条件として提案書における事業計画や事業実施体制等の見直しや、概算の見直しを求めることがある。また、委託に関して必要な協議が合意に至らない場合は、次順位以降の者を繰り上げて、協議のうえ、契約するものとする。

(2) 契約条項

委託先候補者との協議事項とする。

(3) 契約保証金

契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号のいずれかに該当する場合は、そ

の全部又は一部の納付を免除することができる。

※沖縄県財務規則第 101 条第 2 項（抜粋）

第 101 条

- 2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。
- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

8. スケジュール

- | | |
|----------------|-----------------------|
| (1) 企画公募開始 | 令和 4 年 5 月 9 日(月) |
| (2) 公募説明会 | 令和 4 年 5 月 18 日(水) |
| (3) 質問締切 | 令和 4 年 5 月 27 日(金) |
| (4) 参加申込締切 | 令和 4 年 6 月 15 日(水) |
| (4) 企画提案書提出締切 | 令和 4 年 6 月 24 日(金) |
| (5) プレゼン資料提出締切 | 令和 4 年 7 月 4 日(月) |
| (6) 企画選定委員会 | 令和 4 年 7 月 12 日(水) 予定 |
| (7) 委託先決定 | 令和 4 年 7 月下旬 予定 |
| (8) 契約締結 | 令和 4 年 7 月 予定 |

9. その他留意事項

- (1) 1 共同研究体あたり、提案は 1 件とする。
- (2) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え及び再提出は、軽微な変更を除き、原則認めない。
- (4) 企画書等の作成に要する経費等、本事業への応募に要した経費は、参加者の負担とする。
- (5) 提出された企画書等については返却しない。
- (6) 選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (7) 採用された企画提案について、事業実施段階において予算及び諸事情を勘案し、協議により変更することがある。
- (8) 委託期間中及び委託期間終了後の検査等において、委託業務の実施に関し、経費の虚偽申告及び過大請求などによる不正受給、または研究活動における研究成果や論文等のねつ造、改ざん及び盗用といった不正行為等が発見された場合、県は委託先に対し、委託費の一部若しくは全部の返還、新規契約の停止、委託先名及び不正内容の公表、刑事告訴等の厳しい措置をとることがある。

10. 問い合わせ先

沖縄県企画部科学技術振興課 知的産業集積支援班
〒900-8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号（県庁 7 階）
TEL : 098-866-2560 FAX : 098-866-2799
電子メールアドレス : aa012100@pref.okinawa.lg.jp